

## ●衆議院議員定数不均衡是正訴訟(最高裁判決)

総選挙施行年月	格差	格差判決(評決)		判決理由
2012年12月 46回総選挙	2.304倍	2013年11月 大法廷	合憲 = 違憲状態	12年総選挙は、格差2倍を超える選挙区が72にも上り、投票価値の平等要求に反するものである。しかし、09年総選挙に対する11年の最高裁判決を受けて、12年に公職選挙法が改正され、同法が施行される前に解散総選挙が実施されたという事情ことを鑑みれば、次回総選挙では、格差が縮小した状態での総選挙が行われるのであり、是正のための取り組みがなされたと言える。
2014年12月 47回総選挙	2.14倍	2015年11月 大法廷	合憲 = 違憲状態	13年に0増5減の公職選挙法改正が行われたが、一票格差が2倍を超える選挙区が13あるのは、一人別枠方式による不均衡が改善されたとは言えない。